

第3章 支給決定事務について

第1節 支給決定の基本的考え方

支援費制度においては、障害者福祉サービスの利用について支援費の支給を受けようとする障害者は、居宅支援又は施設支援の種類（注1）ごとに市町村に対して支給申請を行う。この申請が行われたとき、市町村は、申請を行った障害者の障害の種類及び程度、当該障害者の介護を行う者の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案し、申請されたサービスの目的・機能と照らして支援費の支給の要否を決定し、居宅生活支援費であれば支給量と支給期間を、施設訓練等支援費であれば障害程度区分と支給期間を定めることとしている（身障法第17条の5及び第17条の11、知障法第15条の6及び第15条の12、児福法第21条の11）。

従来の措置制度は、障害者に対する福祉サービスの提供を、行政が特定の事業者・施設に個別に委託する仕組みであった。これに対し、支援費制度における支給決定は、障害者から申請された種類の居宅支援（例えば、身体障害者デイサービス）又は施設支援（例えば、身体障害者療護施設支援）（注2）について公費で助成することの要否を判断するものであり、特定の事業者・施設から支援を受けるべき旨を決定するものではない。

（したがって、例えば、支給決定を受け、A施設からサービスを受けていた障害者が、支給決定を受けた種類のサービスの提供を受ける施設を支給期間内にB施設に変更する場合には、市町村に対して改めて支給申請を行う必要はなく、直接その施設に契約の申込みを行いサービスを利用すれば、支給期間の残余の期間について支援費の支給を受けることができる。（注3））

（注1）居宅支援、施設支援の種類とは、P3に列挙したサービスのことである。

（注2）支援費の支給を行うサービスの種類については、例えば、身体障害者居宅介護については身体介護／家事援助等の別、身体障害者及び知的障害者に係る授産施設支援等については入所／通所の別、身体障害者更生施設支援については障害別（肢体不自由／視覚障害／聴覚・言語障害／内部障害）を定める等、申請された種類のサービスのうち支援費支給に係るサービスをさらに特定して支給決定を行うこととする。詳細についてはさらに検討し、本年度第Ⅱ四半期にお示しする予定である。

（注3）ただし、当該種類の施設への入所について都道府県や市町村による調整が行われている場合には、かかる調整を経た上でB施設に契約の申込みを行い、入所する。